

税務署受付印

外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	本店又は主たる事務所の所在地	〒	—															
	(フリガナ)																	
	外国法人の名称																	
	法人番号																	
	(フリガナ)																	
	代表者の氏名																	

租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項(外国組合員の課税所得の特例)に規定する特例適用投資組合契約等について同項の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

特例適用している投資組合契約	(フリガナ)		
	投資組合の名称		
	国内にある事務所等の所在地		
	納税地		
	特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日	令和 年 月 日	
	内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約について租税特別措置法第67条の16第1項の規定の適用を	受けている・ 受けていない	
投を締結して合する契約	(フリガナ)		
	投資組合の名称		
	主たる事務所の所在地		
	租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項第1号及び第2号に掲げる要件を	満たしている・ 満たしていない	

内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合	譲渡事業年度終了の日	変更前
内国法人の特殊関係株主等の保有割合	%	%
内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法人税法施行令第178条第4項第3号又は平成26年改正前の法人税法施行令第187条第4項第3号に掲げる者に該当する者の保有割合		

譲渡した内国法人の株式又は出資の明細	銘柄	株式数又は出資金額
		内
		内
		内
		内

その他参考となるべき事項

税理士署名	
-------	--

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認
---------	----	-----	------	----	-----	----	-------	-----	----

外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第 39 条の 33 の 2 第 1 項に規定する特例適用投資組合契約等について同項に規定する外国組合員の課税所得の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、譲渡の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「外国法人の名称」及び「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項の規定の適用を受けようとする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所を記載してください。
 - (2) 「特例適用投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。
 - イ 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する租税特別措置法第 41 条の 21 第 4 項第 2 号に規定する投資組合の名称を記載します。
 - ロ 「国内にある事務所等の所在地」欄には、投資組合の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが 2 以上あるときは、そのうち主たるものとします。）の所在地（投資組合の主たる事務所が国外にある場合には、国外にある主たる事務所を含みます。）を記載してください。
 - ハ 「納税地」欄には、ロの所在地と特例適用投資組合契約に係る租税特別措置法第 41 条の 21 第 5 項に規定する納税地とが異なる場合に、その納税地を記載してください。
 - ニ 「特例適用申告書及び変更届出書の提出年月日」欄には、租税特別措置法第 41 条の 21 第 5 項（同法第 67 条の 16 第 4 項において準用する場合を含みます。）に規定する特例適用申告書及び同法第 41 条の 21 第 9 項（同法第 67 条の 16 第 4 項において準用する場合を含みます。）に規定する変更申告書の提出年月日を記載してください。
 - (3) 「投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。
 - イ 「投資組合の名称」欄には、投資組合契約によって成立する投資組合の名称を記載してください。
 - ロ 「主たる事務所の所在地」欄には、投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (4) 「内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合」の「譲渡事業年度終了の日」欄には、譲渡事業年度終了の日において、内国法人の発行済株式総数又は出資の総額のうち次に掲げる者が所有している内国法人の株式の数又は出資の金額の占める割合を記載してください。

なお、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項第 1 号に規定する譲渡事業年度終了の日以前 3 年以内において保有割合の変更があった場合には、「変更前」欄に変更前の割合を記載してください。

 - イ 措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項の規定の適用を受けようとする外国法人に係る法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 178 条第 1 項第 4 号ロ又は平成 26 年改正前の法人税法施行令（以下「旧法令」といいます。）第 187 条第 1 項第 3 号ロの内国法人の特殊関係株主等（ロに掲げるものを除きます。）
 - ロ イの外国法人に係る法令第 178 条第 1 項第 4 号ロ又は旧法令第 187 条第 1 項第 3 号ロの内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法令第 178 条第 4 項第 3 号又は旧法令第 187 条第 4 項第 3 号に掲げる者に該当する者
 - (5) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の明細」の各欄
 - イ 「銘柄」欄には、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項の規定を受けようとする外国法人が譲渡した同項の規定の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄を記載してください。
 - ロ 「株式数又は出資金額」欄は、銘柄ごとの株式数又は出資金額を記載してください。

なお、内国法人の株式又は出資のうち措置法令第 26 条の 31 第 3 項各号に掲げる株式又は出資がある場合には、その数又は金額をこの欄の上段に内書きしてください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。